

山口大学ベストティーチング表彰制度実施要項

(目的)

第1条 山口大学ベストティーチング表彰制度は、学修者本位の教育が求められる中、山口大学における教育の質向上や教育開発に顕著な成果をあげた教員について、その功績を表彰するとともに広く周知し、本学教員のさらなる教育活動の改善や意欲向上に資することを目的とする。

(名称)

第2条 表彰の名称は、山口大学ベストティーチング賞（以下「ベストティーチング賞」という。）とする。

2 ベストティーチング賞の英語名称は、「Outstanding Teaching Award」とする。

(表彰対象者)

第3条 表彰の対象は、各教育課程の授業科目を担当する全教員（表彰される年度に在職するもの。非常勤講師を含む。）であって、かつ、表彰される年度の直前の年度に本表彰制度によって表彰を受けていない者とする。

(対象テーマ)

第4条 ベストティーチング表彰制度は、表彰の対象となるテーマ（以下「対象テーマ」という。）を、各年度ごとに設けるものとする。

2 対象テーマは、教学マネジメント室の提案に基づき学長が決定し、教学委員会で発表する。

(候補者の推薦)

第5条 各学部長、各研究科長及び教育支援センター長（以下「教育課程等責任者」）は、シラバスが入力されており、かつ原則として5名以上の受講者数を有する授業科目のうち、当該年度の対象テーマに関わる授業科目を担当する教員より、受賞が適当であると認める者を推薦（以下「ノミネート候補者」）する。

2 当該年度に受賞が適当であると認める者がいないと判断した場合、教育課程等責任者は推薦を行わないことができる。

(選考基準)

第6条 ベストティーチング賞は、第5条1項のノミネート候補者のうち、次の各号のいずれかに該当するものの中から選考する。

- (1) 卓越した指導力で教育効果の高い授業を実践した者、あるいは教材開発を行った者
- (2) 教育方法の工夫又は改善に取り組み、顕著な教育成果をあげた者
- (3) その他、学修者本位の教育という趣旨をふまえ、ベストティーチング賞にふさわしいと認められる者

2 前項の内容を選考するため、ノミネート候補者は授業に関する内容（模擬授業も可）や教材開

発に関する内容を教育改善 FD 研修会において発表するものとする。

(審査小委員会)

第 7 条 山口大学教学委員会規則第 8 条の規定に基づきノミネート候補者を選考するため、ベストティーチング審査小委員会（以下「審査小委員会」）を設置する。

2 審査小委員会は次の委員をもって組織する。

- (1) 教育学生担当副学長
- (2) 教学マネジメント室長
- (3) 教育学生担当副学長が指名する者

3 審査小委員会に委員長を置き、教育学生担当副学長をもって充てる。

4 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(ノミネート候補者の辞退)

第 8 条 第 5 条に基づきノミネート候補者となった者は、第 6 条第 2 項に定めるノミネート候補者による教育改善 FD 研修会における発表を辞退することで、ノミネート候補者を辞退することができる。

2 前項にかかわらず、第 6 条第 2 項に定めるノミネート候補者による教育改善 FD 研修会における発表が指定された期間内に行われなかった場合、辞退したものとする。

(ベストティーチング賞の選考)

第 9 条 審査小委員会は、選考基準に基づき、教育課程等責任者からの推薦内容及び第 6 条第 2 項に定めるノミネート候補者による教育改善 FD 研修会における発表内容より、教学委員会に推薦する候補者（以下「ベストティーチング賞候補者」）を決定する。

2 教学委員会は、選考基準に基づき、前項に基づき決定したベストティーチング賞候補者について選考を行い、最終候補者（ベストティーチング賞最終候補者）を決定し、学長に報告するものとする。

(被表彰者の決定)

第 10 条 学長は、前条の報告に基づき、被表彰者を決定するものとする。

(表彰状の授与)

第 11 条 学長は、被表彰者に対して表彰状等を授与する。

(事務)

第 12 条 表彰に関する事務は、学生支援部教育支援課において処理する。

附則

平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要項は、令和元年6月18日から施行する。

附則

この要項は、令和2年6月16日から施行する。

附則

この要項は、令和5年2月21日から施行する。